

白浜町国民健康保険
第3期 特定健康診査等実施計画

平成30年3月

白浜町

目 次

はじめに

1. 背景および趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 白浜町国民健康保険の現状

1. 国民健康保険被保険者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 医療費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 第2期特定健康診査等事業の評価

1. 特定健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 特定保健指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 第2期計画における取り組み状況と課題・・・・・・・・・・ 13

第3章 達成しようとする目標

1. 目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 白浜町国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値・・・・・・・・ 14
3. 特定健康診査等の対象者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1. 特定健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
2. 特定保健指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第5章 個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知・・・・・・・・・・ 18

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し・・・・・・・・ 18

はじめに

1 背景および趣旨

わが国では、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など大きな環境変化に直面しており、将来にわたり医療保険制度を堅持し持続可能なものとしていくため、平成30年度から県が財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担う改正がなされました。

保険者は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査及びその結果により健康の保持に努める必要がある方に特定保健指導を実施しました。

また、国は特定健康診査や特定保健指導の実施方法や、その成果に係る目標値の設定、計画の作成に関する重要事項を定めた「特定健康診査等基本方針」を作成し、各保険者は指針に即して、特定健康診査等実施計画を定めました。

白浜町においては、平成25年3月に「白浜町国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健康診査や特定保健指導の実施率向上とメタボリックシンドローム（以下、「メタボ」という。）該当者・予備群の減少を目標に保健事業に努めてきました。

本計画では、第2期計画を評価し、計画の見直しを行い、特定健康診査や特定保健指導の実施率向上に取り組み、被保険者のメタボ該当者・予備群の減少と健康保持・増進を目指します。

また、「第3次和歌山県健康増進計画」及び「白浜町国民健康保険第2期データヘルス計画」、それぞれの計画と整合性を図ります。

2 計画の期間

第1期及び第2期計画の策定期間は5年を1期としておりましたが、医療費適正化計画が6年を1期に見直されたことを踏まえ、本計画も平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までとし、6年毎に見直しを行います。

第1章 白浜町国民健康保険の現状

1 国民健康保険被保険者の状況

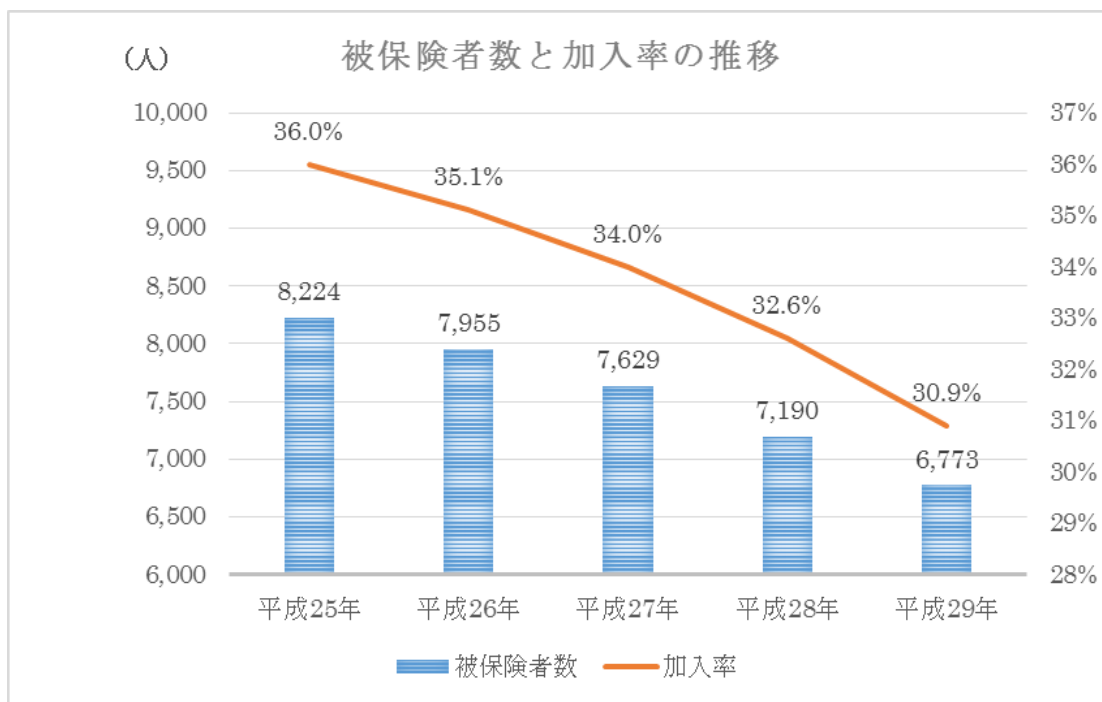
白浜町の人口は平成29年10月1日現在21,885人で、65歳以上の人口は7,979人（高齢化率36.5%）です。国民健康保険の被保険者数は、6,773人と減少傾向にあります。また前期高齢者（65～74歳）被保険者の構成比率が高く、今後ますます高齢化が進行していくと考えられます。

■ 平成29年10月1日現在の人口と被保険者数 (人)

	総計			男性			女性		
	人口	国保	加入率	人口	国保	加入率	人口	国保	加入率
40歳未満	6,924	1,477	21.3%	3,472	758	21.8%	3,452	719	20.8%
40～44歳	1,307	340	26.0%	685	187	27.3%	622	153	24.6%
45～49歳	1,380	358	25.9%	711	219	30.8%	669	139	20.8%
50～54歳	1,440	395	27.4%	730	233	31.9%	710	162	22.8%
55～59歳	1,364	454	33.3%	676	217	32.1%	688	237	34.4%
60～64歳	1,491	763	51.2%	724	352	48.6%	767	411	53.6%
65～69歳	2,068	1,578	76.3%	984	751	76.3%	1,084	827	76.3%
70～74歳	1,679	1,406	83.7%	723	595	82.3%	956	811	84.8%
75歳以上	4,232	2	0.0%	1,600	1	0.1%	2,632	1	0.0%
合計	21,885	6,773	30.9%	10,305	3,313	32.1%	11,580	3,460	29.9%
再)40～64歳	6,982	2,310	33.1%	3,526	1,208	34.3%	3,456	1,102	31.9%
再)65～74歳	3,747	2,984	79.6%	1,707	1,346	78.9%	2,040	1,638	80.3%
再)40～74歳	10,729	5,294	49.3%	5,233	2,554	48.8%	5,496	2,740	49.9%

出典：指定区別年齢別男女別人口調 年齢別男女別被保険者数調 以下同じ

■ 被保険者数と加入率の推移 (各年10月1日現在)



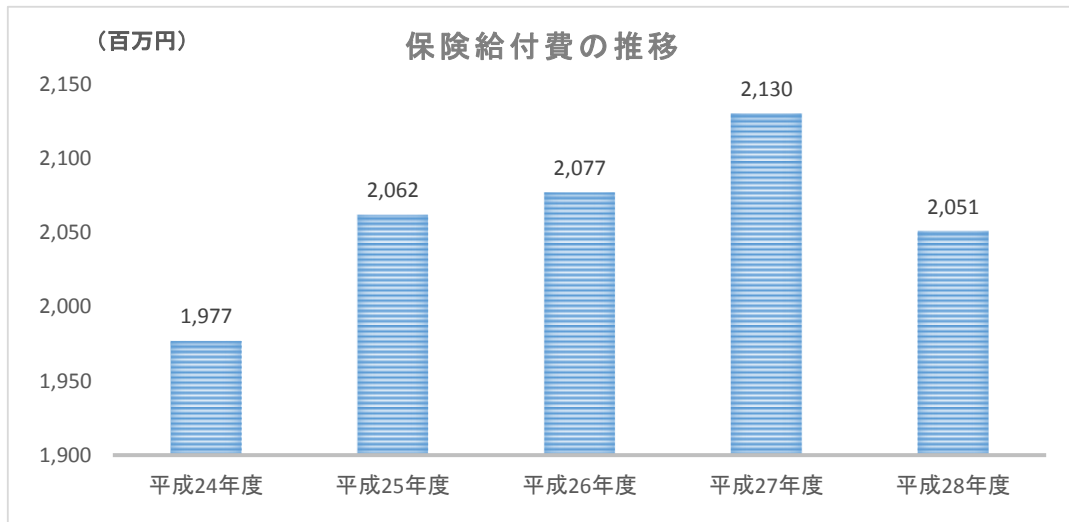
2 医療費の状況

(1)保険給付費の状況

平成28年度保険給付費は約20億5,067万円で前年度と比較して約7,960万円減少しています。しかし一人当たり費用額では、平成24年度206,741円、平成28年度253,263円で、3年間で46,522円増加しています。医療機関での受診率も平成24年度以降、右肩上がりに増加しています。

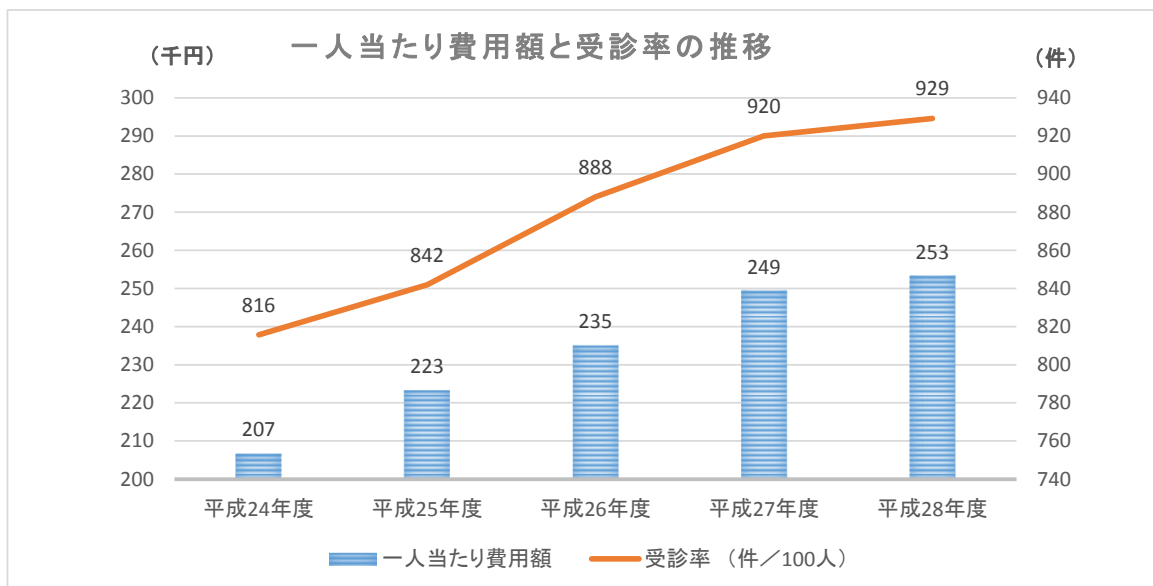
前期高齢者の構成比率が高いため、今後の医療費の増加率も高くなっていくことが予想されます。

■ 保険給付費の推移



出典：白浜町歳入歳出決算書

■ 1人当たり費用額と医療機関受診率の推移



出典：病類別疾病別分類基礎データ

(2)疾病の状況

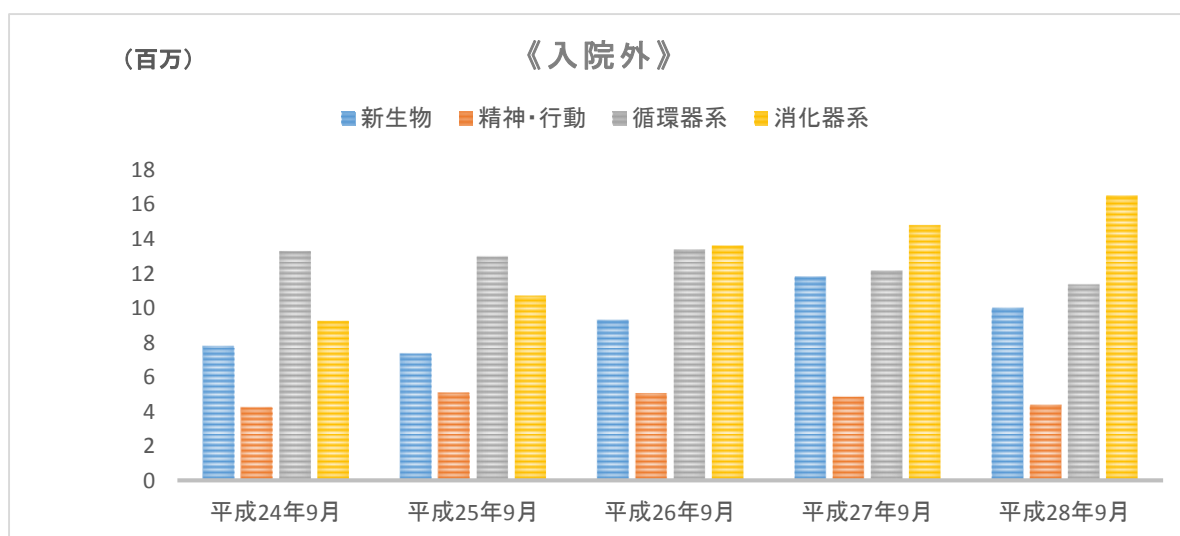
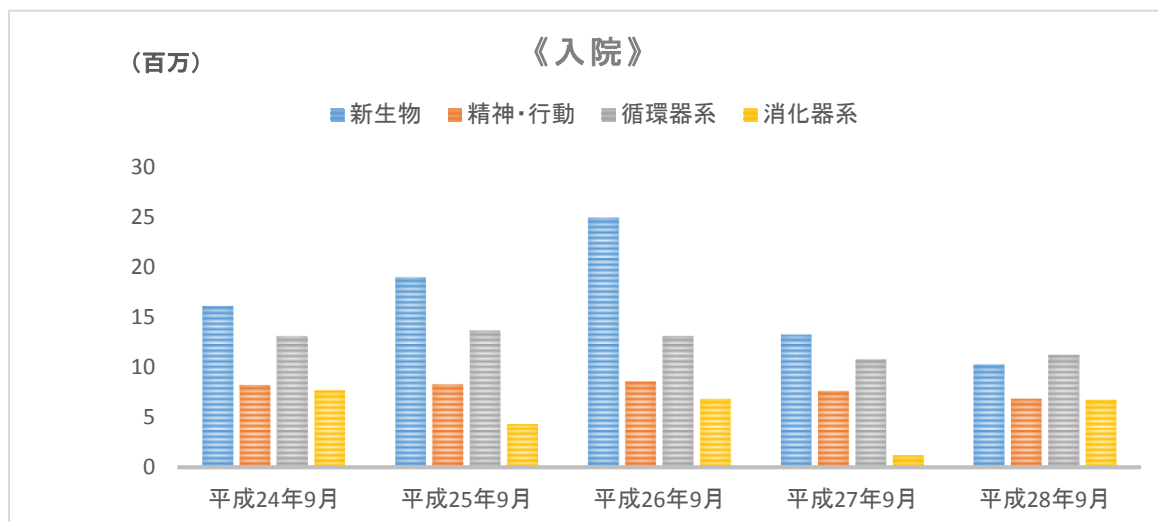
「循環器系の疾患」「新生物」「消化器」「精神及び行動の障害」が、毎年、医療費の上位5位以内に入っています。「循環器系の疾患」は入院、入院外とも上位を占めています。

■ 疾病大分類別医療費

診療費：(円)

順位	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
1	循環器系	循環器系	新生物	新生物	消化器系
	26,363,530	26,615,630	34,140,950	25,035,670	23,251,280
2	新生物	新生物	循環器系	循環器系	循環器系
	23,839,940	26,247,450	26,478,190	22,941,600	22,590,860
3	消化器系	消化器系	消化器系	消化器系	新生物
	16,902,510	15,029,040	20,452,320	15,992,340	20,230,090
4	精神・行動	筋骨格系	精神・行動	精神・行動	神経系
	12,432,330	14,646,120	13,589,820	12,444,960	11,536,760
5	内分泌・栄養	精神・行動	損傷・外因	筋骨格系	精神・行動
	8,856,520	13,350,380	10,509,340	11,930,320	11,194,260

出典：病類別疾病別分類基礎データ 以下同じ



第2章 第2期特定健康診査等事業の評価

1 特定健康診査

(1) 特定健康診査の実施率

平成25年度から平成28年度までの受診率は30%前後で推移し、平成28年度は31.9%となりましたが、目標値の60%には届きませんでした。

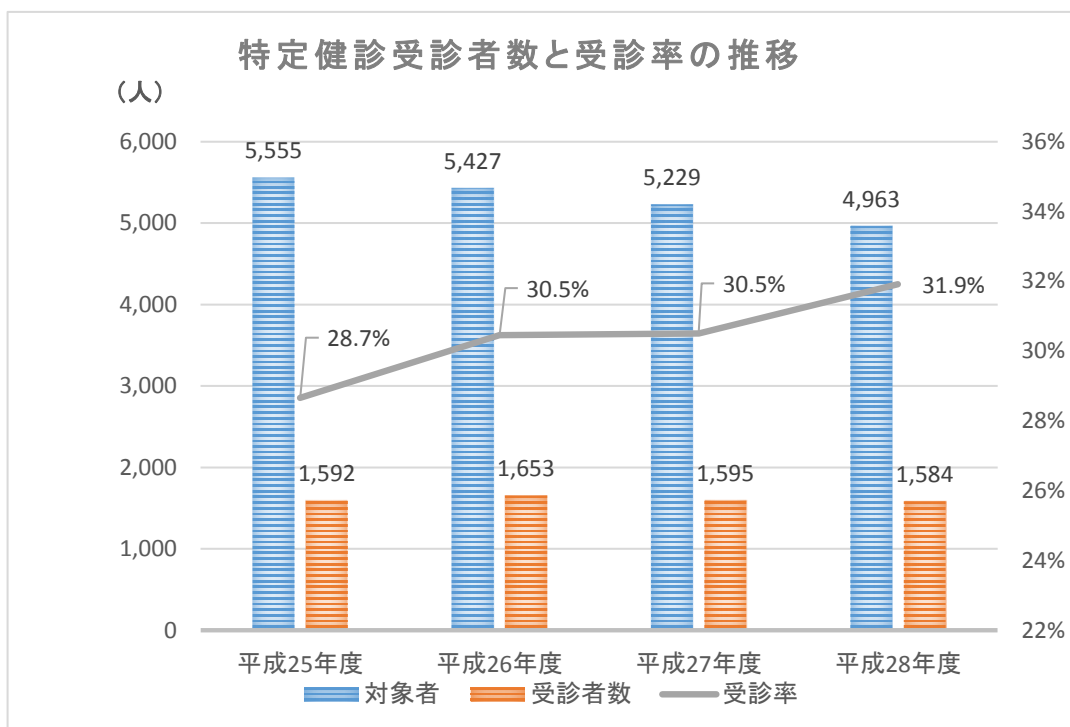
■ 特定健康診査受診率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標	30%	35%	45%	55%	60%
実績	28.7%	30.5%	30.5%	31.9%	

出典: 法定報告（平成28年度は速報値） 以下同じ

■ 特定健康診査受診者数 (人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者	5,555	5,427	5,229	4,963
受診者数	1,592	1,653	1,595	1,584



(2)健診機関別受診者の状況

特定健康診査受診者を健診機関別にみると、集団健診受診者が増加傾向ですが、個別医療機関健診は減少しています。

人間ドックは平成26年度が増加しましたが、その年度以外は大きな増減傾向は見られず、事業主健診の受診者数は減少傾向です。

また、健診未受診の理由では、「通院中のため」と答える方が多く、医療受給者は特定健康診査を受診する必要がないという認識があると考えられます。そこで、平成25年度からは通院患者への特定健康診査の受診勧奨や医療機関での検査結果の提供を受けております。

■ 健診機関別受診者数

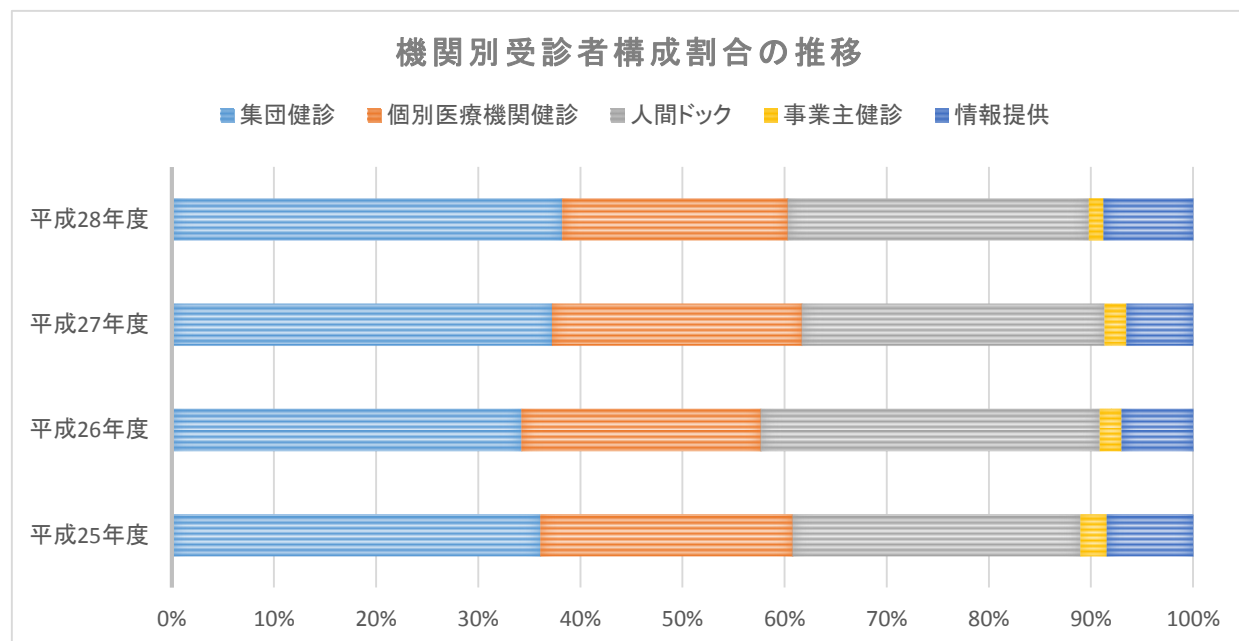
(人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
集団健診	616	607	632	641
個別医療機関健診	422	416	416	371
人間ドック	481	588	503	494
事業主健診	44	38	36	24
情報提供	144	124	111	147
合計	1,707	1,773	1,698	1,677

※年度途中での国保資格取得、喪失等による除外対象者を含む

出典：決算審査資料 以下同じ

■ 健診機関別受診者割合の推移

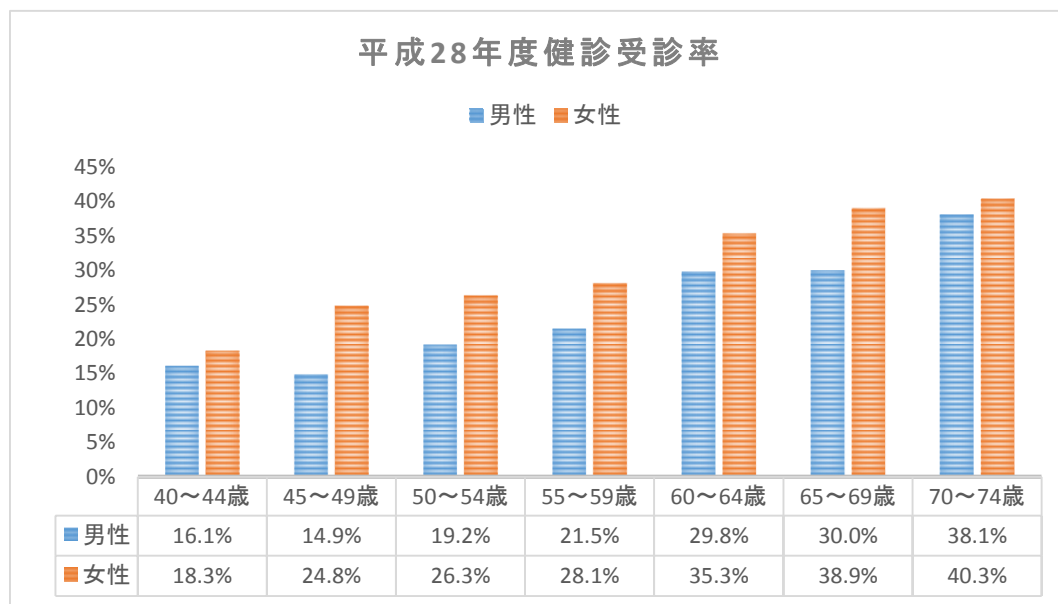


(3)男女別・年齢階層別健診受診率

平成 28 年度健診受診率をみると、男女ともに 70～74 歳の年齢階層が最も高く、40～50 歳代が他の年代に比べて低い状況です。また、全ての年代で女性の受診率が男性を上回っています。

このことから、受診率を上げるために、若年層や男性の受診率を上げること、女性の継続受診を促進することが重要と考えています。

■ 平成 28 年度 男女別・年齢階層別受診率



出典：国保データベースシステム 以下同じ

(4)特定健康診査結果の状況

①メタボ該当者・予備群の減少率

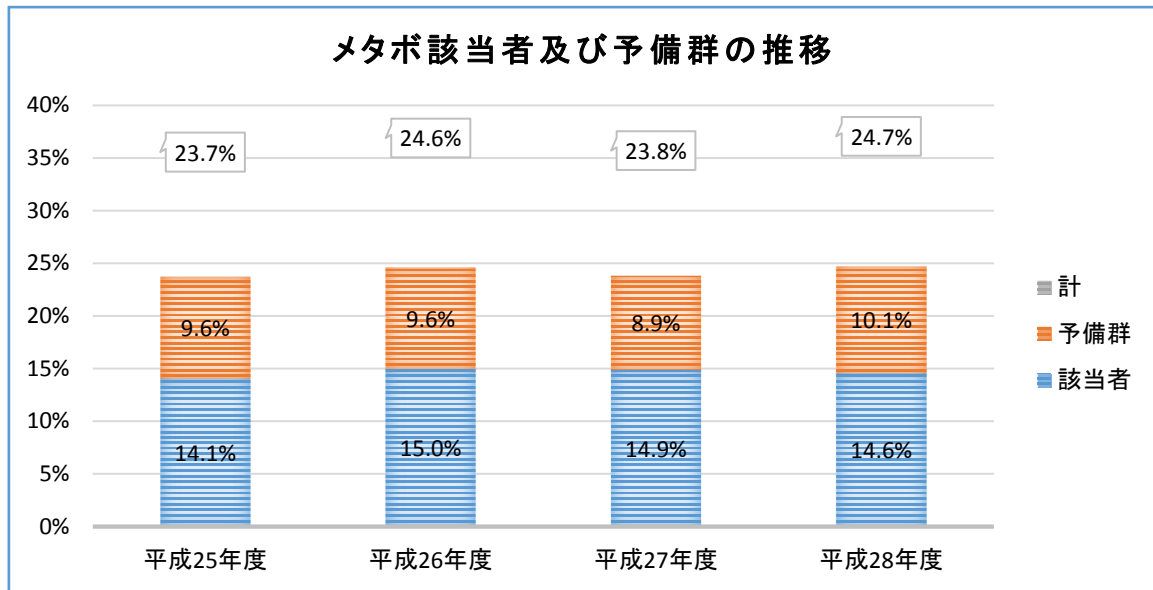
メタボは、内臓脂肪の蓄積が要因となって起こる代謝異常のことで、内臓脂肪型肥満に加え、高血圧症、脂質異常症、高血糖のうち2項目以上該当する状態のことです。1項目のみ該当する場合は、予備群となります。

健診受診者のうち、メタボ該当者と予備群を合わせた割合は、平成 28 年度は 24.7%で、平成 25 年度と比べて 1.0%増加していますが、ほぼ横ばい状態です。

■ メタボ該当者・予備群の状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
該当者	225人	248人	237人	230人
	14.1%	15.0%	14.9%	14.6%
予備群	153人	159人	141人	160人
	9.6%	9.6%	8.9%	10.1%
計	378人	407人	378人	390人
	23.7%	24.6%	23.8%	24.7%

■ メタボ該当者・予備群の推移



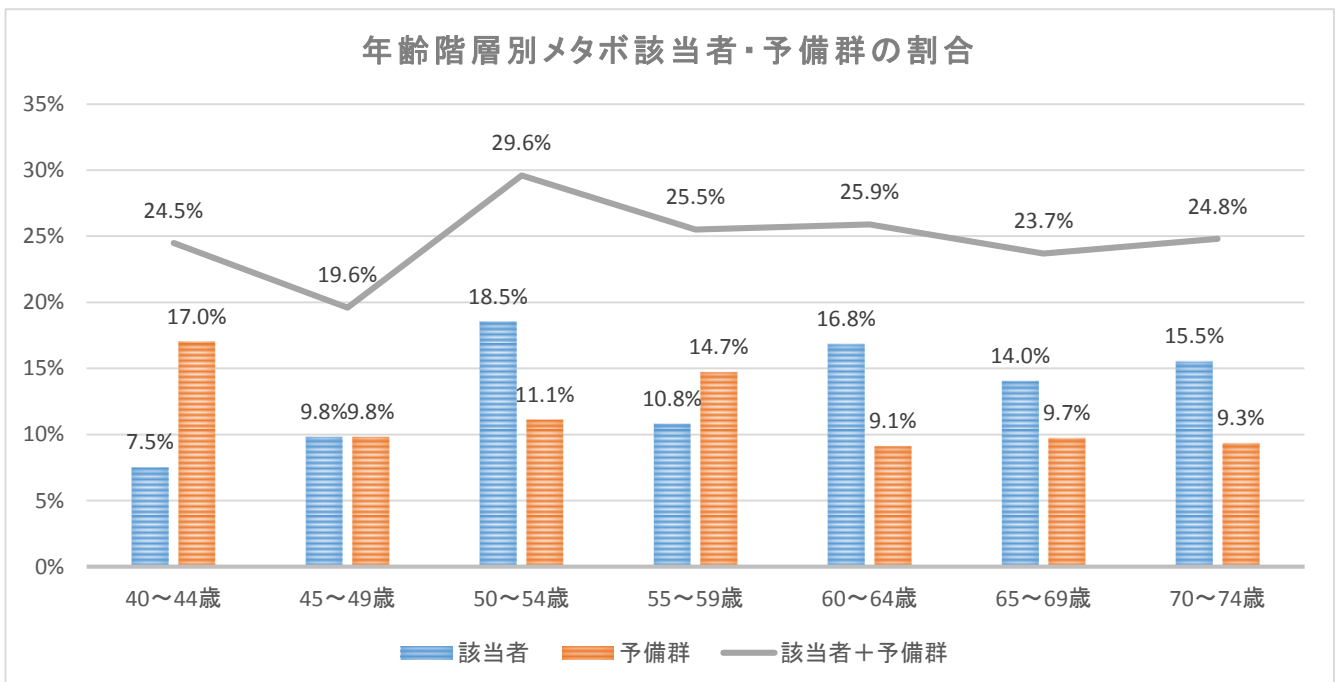
出典：国保データベースシステム 以下同じ

②年齢階層別メタボ該当者・予備群の割合

平成28年度健診受診者のうち、メタボ該当者・予備群該当の割合を年齢階層別にみると、該当者では50～54歳18.5%、予備群では40～44歳17.0%が高い状況です。

メタボ該当者と予備群を合わせた割合は、受診者全体の4人に1人となっています。

■ 平成28年度 年齢階層別メタボ該当者・予備群の割合



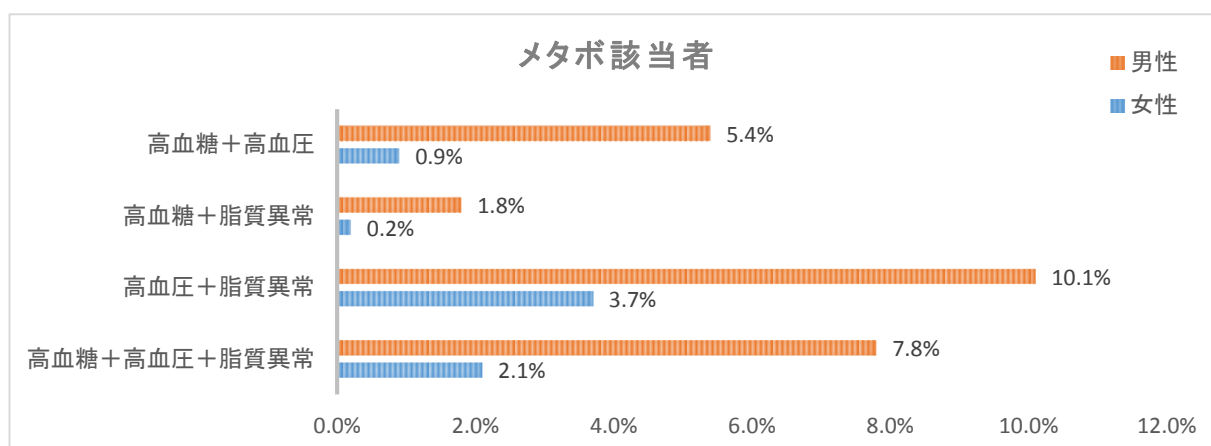
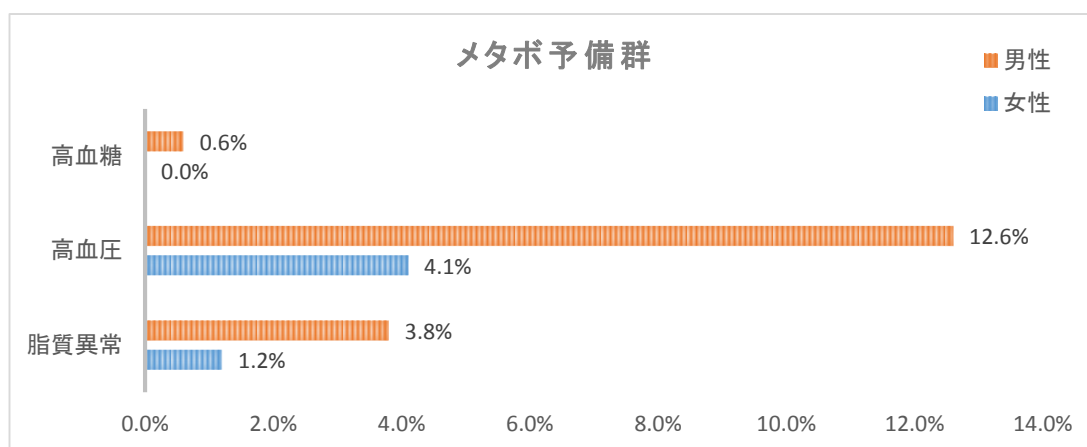
③メタボ該当者・予備群のリスク状況

平成 28 年度メタボ該当者の割合は、男性 25.1%、女性 6.9%、予備群の割合は男性 17.0%、女性 5.3%となっており、男性が女性に比べ高くなっています。また、血圧や脂質のリスクの割合が高くなっており、生活習慣の改善が重要と考えます。

■ 平成 28 年度 男女別メタボ該当者・予備群のリスク状況

		男性		女性	
健診受診者(受診率)		666人	27.9%	913人	35.5%
腹囲(男性85cm・女性90cm)以上		304人	45.6%	123人	13.5%
腹囲のみ該当者		24人	3.6%	12人	1.3%
予備群	高血糖	4人	0.6%	人	0.0%
	高血圧	84人	12.6%	37人	4.1%
	脂質異常	25人	3.8%	11人	1.2%
該当者	高血糖＋高血圧	36人	5.4%	8人	0.9%
	高血糖＋脂質異常	12人	1.8%	2人	0.2%
	高血圧＋脂質異常	67人	10.1%	34人	3.7%
	高血糖＋高血圧＋脂質異常	52人	7.8%	19人	2.1%

出典：国保データベースシステム 以下同じ



2 特定保健指導

(1) 特定保健指導の実施率

特定保健指導実施率は、平成 25 年度 17.5%から平成 27 年度 27.1%と大きく上昇し、平成 28 年度年度は 33.3%となりましたが、目標値の 55%には届きませんでした。

■ 特定保健指導実施率

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
目標	40%	45%	50%	55%	60%
実績	17.5%	19.0%	27.1%	33.3%	

出典: 法定報告（平成 28 年度は速報値） 以下同じ

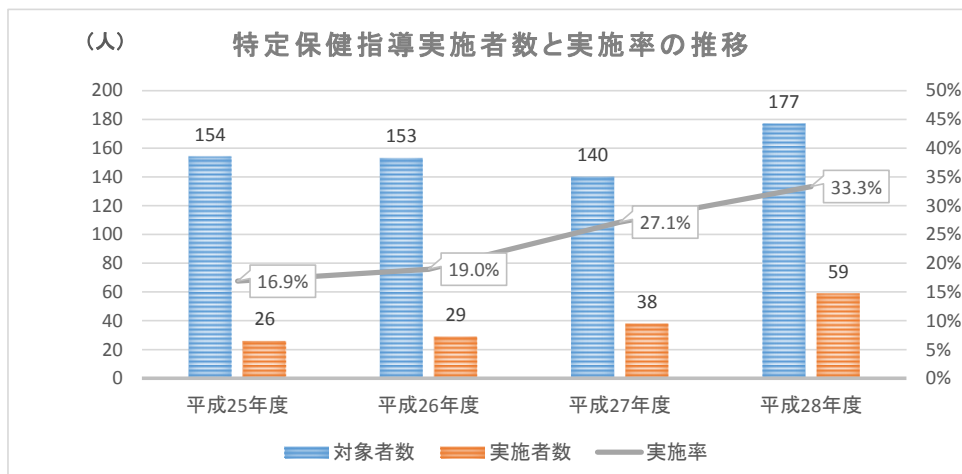
■ 特定保健指導実施者数

(人)

			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数	動機付け支援	男性	81	81	67	88
		女性	32	32	30	41
		計	113	113	97	129
	積極的支援	男性	34	32	37	33
		女性	7	8	6	14
		計	41	40	43	47
	合計	男性	115	113	104	121
		女性	39	40	36	55
		計	154	153	140	176
実施者数 (終了者数)	動機付け支援	男性	16	17	19	34
		女性	6	10	11	14
		計	22	27	30	48
	積極的支援	男性	3	2	6	6
		女性	1	0	2	5
		計	4	2	8	11
	合計	男性	19	19	25	40
		女性	7	10	13	19
		計	26	29	38	59

出典: 特定健診等データ管理システム

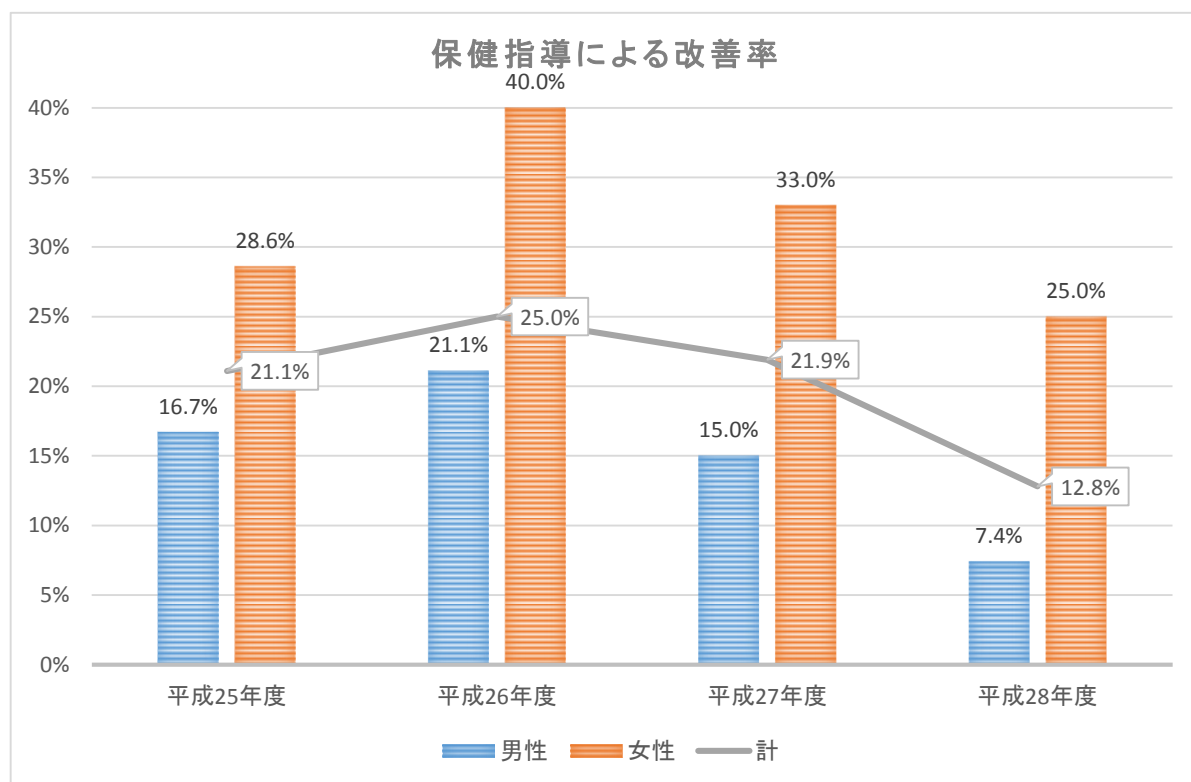
■ 特定保健指導実施者数と実施率の推移



(2)特定保健指導による改善率

改善率（前年度特定保健指導利用者のうち、当該年度に特定保健指導対象外となった人の割合）は、平成26年度女性の40.0%が最も高く、全ての年度で女性が男性を上回っています。平成25年度から平成27年度の男女計の改善率は20%を上回っていましたが、平成28年度は12.8%と大きく減少しています。

■ 保健指導による改善率



出典:特定健診等データ管理システム 以下同じ

(人)

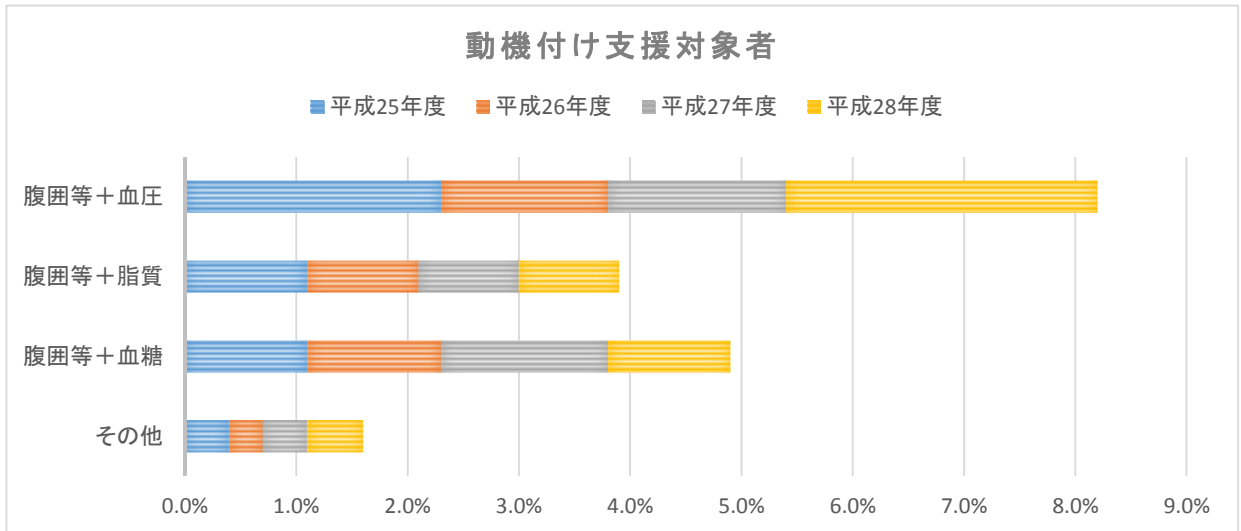
	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
前年度利用者数	36	21	57	19	5	24	20	12	32	27	12	39
当該年度対象外者数	6	6	12	4	2	6	3	4	7	2	3	5
改善率	16.7%	28.6%	21.1%	21.1%	40.0%	25.0%	15.0%	33.3%	21.9%	7.4%	25.0%	12.8%

*前年度利用者数のうち当該年度の資格喪失者は省く。

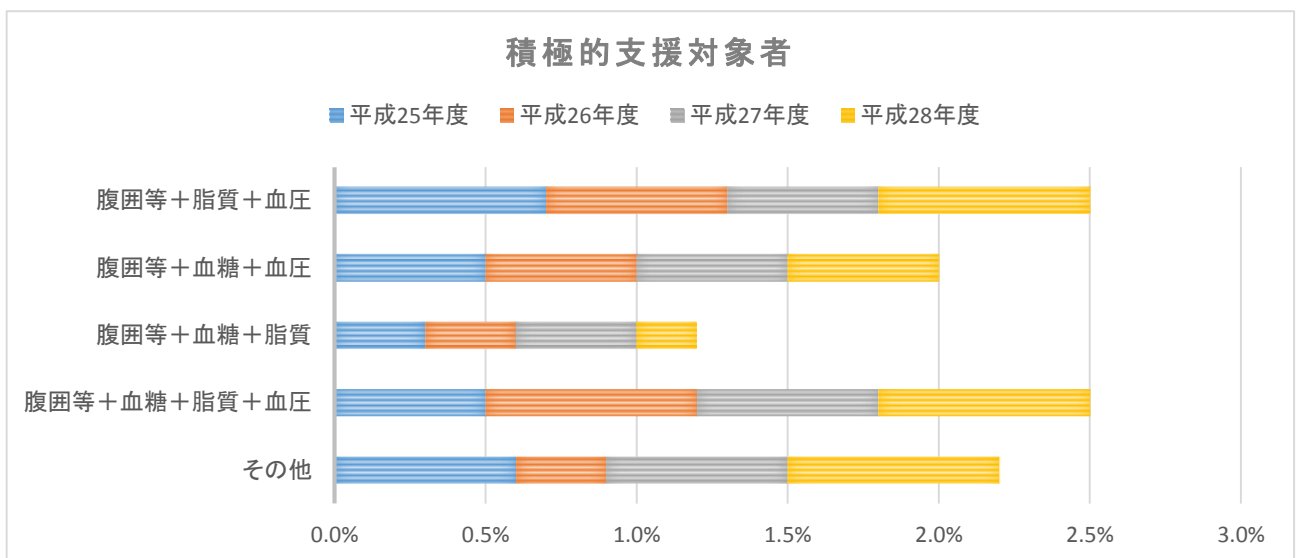
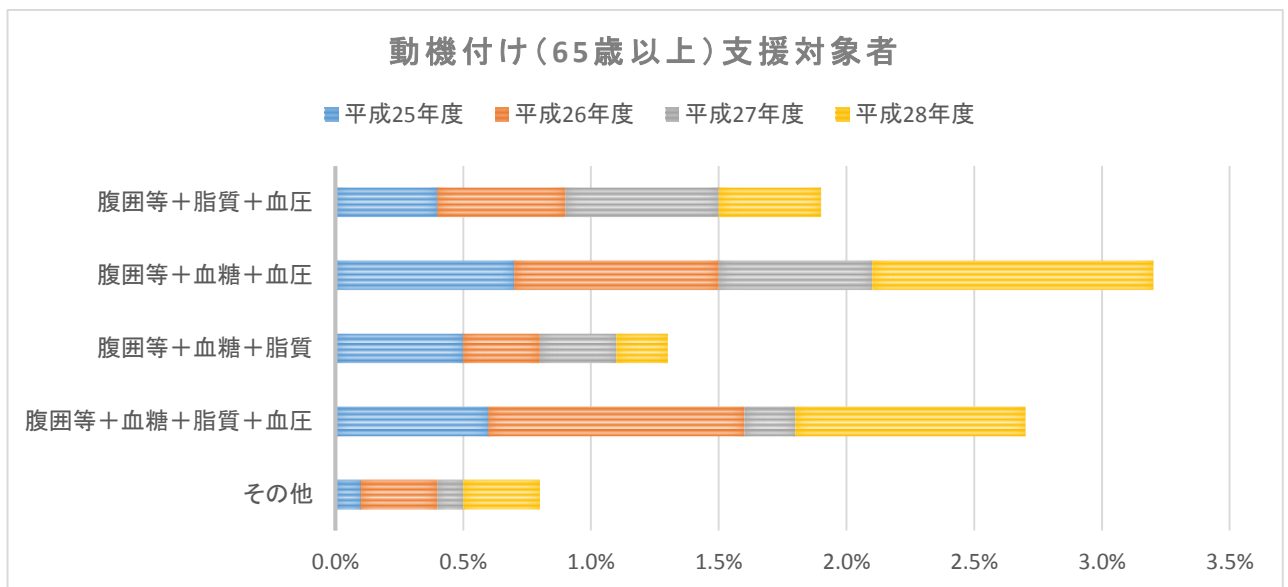
(3)平成25～28年度実績積み上げによるリスクパターン別割合

動機付け支援対象者は、「腹囲等+高血圧」が最も多く、65歳以上になると、高血圧に加えて「血糖」も重なった方の割合が高くなっています。

積極的支援対象者では、「高血圧+脂質」、「高血圧+脂質+血糖」の割合が高く、動機付け支援・積極的支援のどちらも、「高血圧」のリスクを有している方が多いと考えられます。



※腹囲等の中には「腹囲」「BMI」「喫煙」を含む。 出典:特定健診等データ管理システム 以下同じ



3 第2期計画における取り組み状況と課題

特定健康診査の受診率は、平成28年度31.9%と、目標値(55%)には及ばず、県平均(32.8%)よりも低く、30市町村のうち16位でした。受診率は40～50歳代の若年層が低く、性別では全ての年代で男性より女性の受診率が上回っています。また、受診者の4人に1人がメタボ該当者または予備群と判定されています。

健診受診率向上に向けて、検査項目の追加、がん検診を同時に受診できる集団健診の実施、自己負担の無料化等、受診しやすい体制づくりに取り組みました。また、健康相談や健康教育等の機会を活用した周知啓発や未受診者勧奨、医療機関への協力依頼等も実施しました。

今後も受診しやすい体制づくりと未受診者への勧奨、医療機関等との連携強化に取り組むことが重要です。

特定保健指導の実施率は、平成28年度33.3%と、目標値(55%)には及びませんでした。県平均(29.8%)以上となっており、県内30市町村のうち8位でした。

集団健診受診者は、健診受診後約1か月で結果説明会を実施し、保健指導を開始することができます。しかし、個別健診受診者は、費用決済を終えるまで結果が反映されず保健指導開始までの期間が長いために利用者が少ない、過去の保健指導利用者は2回目以降の保健指導の利用が少ないなど、特定保健指導利用率が伸びない状況にあります。

受診者全員に対して、健診結果を自分のからだの状態や生活習慣と結びつけて理解し、生活習慣改善に向けた行動がとれるような保健指導を行うとともに、特定保健指導対象者には、現在実施している栄養教室や運動教室などの健康づくり事業も併せて、積極的に勧奨していくことが大切です。

第3期計画では、第2期データヘルス計画で策定した保健事業を実施することにより、メタボ該当者及びその予備群を減少させ、疾病の予防と早期発見のため、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上に向けて、周知啓発を強化し医療費抑制を図ります。

第3章 達成しようとする目標

1 目標の設定

国は、目標値の参酌標準として次の3項目について達成することをもとめています。

- 1) 特定健康診査の実施率
- 2) 特定保健指導の実施率
- 3) メタボの該当者及び予備群の減少率

これらを平成35(2023)年度までに、特定健康診査実施率60%以上、特定保健指導実施率60%と掲げています。また、実施の成果に係る目標として、平成35(2023)年度において、平成20年度と比較したメタボの該当者及び予備群の減少率を25%以上と設定しています。

2 白浜町国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

国が示した参酌標準に則して、白浜町国民健康保険における目標値は、第3期計画期間が終了する平成35(2023)年度において、特定健康診査受診率を60%、特定保健指導実施率を60%、メタボ該当者及び予備群の減少率25%(平成20年度比)とし、各年度の目標値を以下のとおり設定します。

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)
特定健康診査実施率	35%以上	40%以上	45%以上	50%以上	55%以上	60%以上
特定保健指導実施率	35%以上	40%以上	45%以上	50%以上	55%以上	60%以上
メタボの該当者及び予備群の減少率*						25%以上

*「メタボ該当者及び予備群の減少率」は、特定保健指導対象者の減少率

3 特定健康診査等の対象者数

特定健康診査・特定保健指導の対象者数及び実施者数について、過去5年間における国民健康保険被保険者数の伸び率を参考に、各年度の目標値から算出される見込者数は下記のとおりです。

		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)
特定健康診査	対象者	5,022人	4,823人	4,600人	4,381人	4,165人	3,908人
	受診見込者数	1,758人	1,929人	2,070人	2,191人	2,291人	2,345人
特定保健指導 (動機付け支援)	対象者	116人	127人	137人	145人	151人	155人
	受診見込者数	41人	51人	61人	72人	83人	93人
特定保健指導 (積極的支援)	対象者	49人	54人	58人	61人	64人	66人
	受診見込者数	17人	22人	26人	31人	35人	39人

第4章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査

(1)基本的な考え方

特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、その原因であるメタボ該当者及び予備群を正確に把握することで、特定保健指導につなげるために行います。

(2)実施概要

(a)対象者

40歳から74歳までの白浜町国民健康保険被保険者

(b)実施方法

町民の利便性に配慮し、対象者が身近な場所で受診できる体制を確保することとし、日時と場所を定めて一斉に実施する集団健診、医療機関での個別健診及び人間ドック等の特定健康診査実施医療機関への委託により実施します。

(c)実施時期

集団健診は5月から12月までの期間で実施します。

個別健診及び人間ドックは4月から翌年3月までの期間に実施します。

(d)実施項目

ア. 基本的な健康診査項目

- ①質問項目（服薬歴、喫煙歴等）
- ②身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- ③理学的検査（身体診察）
- ④血圧測定
- ⑤脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
- ⑥血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビン A1c）
- ⑦肝機能検査（AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))
- ⑧尿検査（尿糖、尿蛋白）

イ. 詳細な健康診査の項目：一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

- ①心電図検査
- ②眼底検査
- ③腎機能検査（血清クレアチニン）
- ④貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

ウ. 追加項目：基本的な健康診査項目以外で、保険者が全員に実施

- ①脂質検査（総コレステロール、動脈硬化指数）
- ②肝機能検査（ALP、総ビリルビン、総蛋白、アルブミン）
- ③腎機能検査（尿酸、血清クレアチニン、尿素窒素、eGFR）
- ④貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、MCV、MCH、MCHC、血小板数）
- ⑤炎症・感染症検査（CRP、白血球数）

⑥心電図検査

(e)周知・案内方法

特定健康診査の実施については、広報への掲載、パンフレットの配布、チラシの新聞折込、FM放送、ポスターの掲示等を活用して周知を図ります。また、各種団体や医療機関等にも協力を依頼し、周知啓発を行います。

対象者には、4月中旬に特定健康診査受診券を送付することにより健診の案内を行います。

(f)受診方法

集団健診は、集団健診申込票等により町へ申込み、希望する日時・場所で受診します。

個別健診及び人間ドックは、実施期間内に、対象者が特定健康診査実施医療機関へ申込みをし、後日指定した日時に、受診券を持って受診します。

(g)自己負担額

特定健康診査にかかる費用は無料とします。

(h)特定健康診査データの保管及び管理の方法

特定健康診査データは、特定健康診査を受託する民間健診機関及び医療機関より、電子データまたは紙媒体により受領し、原則5年間保存します。

2 特定保健指導

(1)基本的な考え方

特定保健指導は、対象者自らが生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理ができるよう支援を行います。

(2)実施概要

(a)対象者

特定健康診査の結果により、以下のように「動機付け支援」「積極的支援」に階層化して対象者を決定します。

【階層化の方法】

腹 囲	追加リスク	④喫煙歴	対 象	
	①血糖②脂質③血圧		40～64 歳	65～74 歳
男性：85 cm以上 女性：90cm 以上	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI 25 以上	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

※ 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係がないことを意味する。

※ 階層化においては、「動機付け支援」「積極的支援」であっても、糖尿病、脂質異常症、高血圧症で服薬中の方は「情報提供」となる。

※ 「積極的支援」に2年連続該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善していれば2年目の特定保健指導

は、「動機付け支援相当」で可能。

改善とは、BMI 30 未満の場合、腹囲 1 cm 以上かつ体重 1 kg 以上減少。BMI 30 以上の場合、腹囲 2 cm 以上かつ体重 2 kg 以上減少していることをいう。

また、「動機付け支援」「積極的支援」の対象とならない場合も、特定健康診査を受診した方全員を対象に、生活習慣病や健康診査結果から自らの身体状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健康診査結果の提供にあわせて、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供します。

(b)実施方法

集団健診実施者に対しては直営を基本とし、白浜町中央保健センターを中心に、町内公共施設等を活用して実施します。

個別健診及び人間ドック受診者については、受入れ状況に応じて委託し、保健指導受託可能な医療機関における受診者は、当該施設で実施します。

(c)実施時期

当該年度における対象者への特定保健指導は、特定健康診査受診後、一定期間経過後から当該年度末までに着手します。

(d)実施内容

健康診査の結果をもとに特定保健指導の対象になった方、一人ひとりにあった「健康づくり」の方法を保健師・管理栄養士等が共に考えます。

ア．情報提供

健診結果や健診時の質問票から、基本的な健康診査結果の見かたや治療・服薬が必要な検査値の基準、経年的な健康診査結果の見かたなど、健康の保持増進に役立つ情報を提供します。また、対象者個人に合わせた生活習慣改善の方法に関する情報の提供も行います。

イ．動機付け支援

健診結果の階層化により「動機付け支援」の対象となった方に対して、対象者本人が自分の生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等に気づき、自ら目標を設定し、行動に移すことができるよう支援します。

ウ．積極的支援

健診結果の階層化により「積極的支援」の対象となった方に対して、個別面談を中心に、定期的・継続的にきめ細やかな支援を行います。

対象者自らが自分の身体におこっている変化への理解を促すとともに、対象者の健康に関する考えを受け止め、自らが考える生活像を明確にしていきます。その上で、行動変容の必要性を実感できるような支援を行い、具体的に実践可能な目標は何か、優先順位をつけながら一緒に考え、自らが選択、実践（行動）、継続できるように支援します。

「動機付け支援相当」の対象となった方に対しては、前年度からの効果を踏まえ、新たな目標を自ら設定し、生活改善が継続的に行えるよう支援します。

(e)周知・案内方法

特定保健指導対象者には、個人通知と電話による利用勧奨で参加を促します。

(f)自己負担額

無料とします。但し、特定保健指導プログラム以外の健康教室への参加については、材料費等に一部負担を求めることもあります。

(g)特定保健指導データの保管及び管理の方法

特定保健指導データは、特定保健指導を受託する民間機関及び医療機関より、電子データまたは紙媒体により受領し、原則5年間保存します。

第5章 個人情報保護

特定健康診査及び特定保健指導で得られる個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に踏まえた対応を行うとともに、「白浜町個人情報保護条例」を遵守します。

また、特定健康診査及び特定保健指導を外部委託した事業者についても、契約により同様の取り扱いをするとともに、業務によって知り得た情報については守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とします。

さらに、個人情報の管理（書類の紛失・盗難等）にも十分留意するものとし、これらを取り扱う者に対して、その内容の周知徹底を図ります。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項で、「保険者は特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とされていることから、本計画について、広報やホームページ等を通じて公表・周知します。

また、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上を図るため、町内会や婦人会等の各種団体及び町すこやか推進協議会等を通じて啓発を行うとともに、広報への掲載、パンフレットの配布チラシの新聞折込、FM放送、ポスターの掲示等により周知の徹底を図ります。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画によって実施した事業については、和歌山県国民健康保険団体連合会に設置されている「保健事業支援・評価委員会」において指導・助言を受け、必要に応じて特定健康診査等実施計画の見直しを行い「白浜町国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮ります。また、事業目標にかかる達成状況の確認を行うとともに、評価と見直しを行い、より効果的な事業となるように進めていきます。